

## 大田区空家等の適切な管理の推進に関する条例について

### 1 目的

人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれのある急迫した状況において、危険を回避し、区民が安全で安心して生活できるように、区が必要な最低限度の緊急安全措置ができることを目的とする。

### 2 条例の主な内容

(1) 空家等の所有者等は、その所有し、又は、管理する空家等の周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、当該空家等の適切な管理を行わなければならない。

(2) 区は、空家等の適切な管理を促進するために必要な措置を適切に講ずるものとする。

(3) 区長は、空家等の適切な管理が行われていないことに起因して人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれのある急迫した状況において、当該危険を回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

### 3 施行予定日

条例公布日